

(別紙2)

通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションについて

(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険被保険者証の確認

ご利用ご希望者の介護保険被保険者証および介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 介護予防通所リハビリテーションおよび通所リハビリテーションについての概要

介護予防通所リハビリテーションおよび通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」）については、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、本施設をご利用いただき、医学管理の下における機能訓練及び介護その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、ご利用者の生活の質の向上及びご利用者の扶養者の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、ご利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって通所リハビリテーション計画および介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、ご利用者・扶養者の希望を十分に取り入れ、当該計画の内容について同意をいただく運びとなります。

3. 実施地域

堺市、富田林市、羽曳野市、大阪狭山市、松原市、太子町、河南町、千早赤阪村

4. 営業日および営業時間

営業日……月曜日～土曜日

休業日……年末年始、悪天候の場合、緊急やむを得ない場合

営業時間…9:00～17:30

5. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要支援認定および要介護認定による要支援・要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下の介護給付は1日あたりの自己負担分です。予防給付につきましては原則月額固定の料金となります。）

【予防給付（月額）】

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	2,371円	4,741円	7,111円
要支援2	4,419円	8,837円	13,255円

【介護給付（日額）】

1時間以上2時間未満	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	374円	747円	1,120円
要介護2	406円	811円	1,217円
要介護3	434円	868円	1,302円
要介護4	466円	931円	1,396円
要介護5	497円	993円	1,490円

2時間以上3時間未満	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	389円	778円	1,167円
要介護2	447円	893円	1,339円
要介護3	504円	1,008円	1,512円
要介護4	561円	1,121円	1,681円
要介護5	618円	1,236円	1,853円

3時間以上4時間未満	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	492円	983円	1,474円
要介護2	572円	1,144円	1,715円
要介護3	652円	1,303円	1,954円
要介護4	752円	1,503円	2,255円
要介護5	853円	1,706円	2,259円

4時間以上5時間未満	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	549円	1,098円	1,646円
要介護2	639円	1,277円	1,916円
要介護3	728円	1,455円	2,182円
要介護4	842円	1,683円	2,524円
要介護5	954円	1,907円	2,860円

5時間以上6時間未満	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	611円	1,221円	1,831円
要介護2	724円	1,447円	2,170円
要介護3	836円	1,672円	2,508円
要介護4	971円	1,942円	2,913円
要介護5	1,101円	2,201円	3,302円

社会福祉法人

天寿会

6時間以上7時間未満	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	706円	1,411円	2,117円
要介護2	839円	1,677円	2,515円
要介護3	968円	1,536円	2,904円
要介護4	1,126円	2,251円	3,377円
要介護5	1,280円	2,559円	3,838円

7時間以上8時間未満	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	747円	1,493円	2,239円
要介護2	886円	1,771円	2,656円
要介護3	1,028円	2,055円	3,082円
要介護4	1,192円	2,383円	3,574円
要介護5	1,359円	2,717円	4,076円

※ リハビリテーションマネジメント加算イは、理学療法士等と介護支援専門員等が情報を共有しリハビリテーション会議を実施し、居宅サービス担当者等と情報を共有し計画等の作成および実施等を行った場合に開始月から6月以内は586円/月（1割負担）または1,170円/月（2割負担）または1,756円/月（3割負担）、開始月から6月超は251円/月（1割負担）または502円/月（2割負担）または753円/月（3割負担）が上記利用料に加算されます。リハビリテーションマネジメント加算イの要件の他、医師からの説明等を行った場合には283円/月（1割負担）、または565円/月（2割負担）または847円/月（3割負担）が上記利用料に加算されます。また、リハビリテーションマネジメント加算ロはイの要件の他、厚労省が指定する内容の情報を提出しその情報のフィードバックを受け活用した場合に開始月から6月以内は620円/月（1割負担）または1,240円/月（2割負担）または1,860円/月（3割負担）、開始月から6月超は286円/月（1割負担）または571円/月（2割負担）または856円/月（3割負担）が上記利用料に加算されます。

※ 退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に集中的に理学療法士等による個別のリハビリテーションを行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として115円/回（1割負担）または230円/回（2割負担）または345円/回（3割負担）が上記利用料に加算されます。なお、リハビリテーションマネジメント加算算定の方が対象となります。

※ 常時配置する理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、ご利用者の数が25またはその端数を増すごとに1以上である場合に、所要時間に応じてリハビリテーション提供体制加算として加算されます。

※ 通所リハビリテーションの終了された方が、通所介護等へ移動し社会参加に資することとなったことに対し事業所評価を受けた場合、移行支援加算として13円/日（1割負担）または26円/日（2割負担）または38円/日（3割負担）が上記利用料に加算されます。

※ 中重度要介護の方を積極的に受け入れ、在宅生活に継続に資するサービスを提供等した場合、中重度者ケア体制加算として22円/日（1割負担）または43円/日（2割負担）または64円/日（3割負担）が上記利用料に加算されます。

- ※ 厚労省所定の病状かつ通所リハビリテーションにおいて計画的な医学管理の下でのサービスを受けた場合、重度療養管理加算として106円/日(1割負担)または211円/日(2割負担)または317円/日(3割負担)が上記利用料に加算されます。
- ※ 管理栄養士の他多職種共同で栄養アセスメントを実施し必要な栄養改善を的確に把握し、その結果の説明や相談等を必要に応じて実施。また、その情報を厚労省に匿名化し情報提供しフィードバック情報を活用し健康的な生活をサポートした場合に栄養アセスメント加算として53円/月(1割負担)または106円/月(2割負担)または159円/月(3割負担)が加算されます。
- ※ 低栄養状態におかれた方に対して栄養ケア計画を策定し栄養改善の取り組みを行った場合、3月以内の期間で月2回を上限に栄養改善加算として211円/回(1割負担)または422円/回(2割負担)または633円/回(3割負担)が上記利用料に加算されます。
- ※ 6月ごとの栄養状態を確認し、その情報を担当ケアマネージャーと共有した場合、6月に1回、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)として22円/回(1割負担)または43円/回(2割負担)または64円/回(3割負担)、もしくは6円/日(1割負担)または11円/日(2割負担)または16円/日(3割負担)が上記利用料に加算されます。
- ※ 口腔機能が低下している方に対し口腔機能の向上を目的として、個別の実施される航空清掃のご指導・実施または摂食・嚥下機能に関する訓練のご指導・実施をした場合、3月以内の期間で月2回を上限に口腔機能向上加算(Ⅰ)として159円/回(1割負担)または317円/回(2割負担)または475円/回(3割負担)が上記利用料に加算されます。
- ※ 若年性認知症の診断および要介護認定を受けられた65歳以下の方について、65歳に達する前々日まで、若年性認知症利用者受入加算として、64円/日(1割負担)または127円/日(2割負担)または190円/日(3割負担)が上記利用料に加算されます。なお、要支援認定の場合は254円/月(1割負担)または507円/月(2割負担)または760円/月(3割負担)が上記利用料に加算されます。
- ※ 入浴された場合、入浴介助加算(Ⅰ)として43円/日(1割負担)または85円/日(2割負担)または127円/日(3割負担)が上記施設利用料に加算されます。
- ※ 介護福祉士の配置割合等に応じにサービス提供体制強化加算(Ⅰ)として24円/日(1割負担)または47円/日(2割負担)または70円/日(3割負担)、もしくは当加算(Ⅱ)として19円/日(1割負担)または38円/日(2割負担)または57円/日(3割負担)が上記利用料に加算されます。
- ※ 利用実績の所定単位数に83/1000を乗じた分が介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)として加算されます。

(2) その他の料金

① 昼食代 620 円

施設で提供する食事をお摂りいただいた場合に1食あたりでお支払いいただきます。

② 日常生活費 150 円

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、フェイスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合に1日あたりでお支払いいただきます。

③ 教養娯楽費 100 円

各種クラブ活動や行事・レクリエーション等で使用する材料等(折り紙・画用紙・粘土等の材料や風船・輪投げ等運動のための遊具類 他)や、音楽・ビデオ等ソフトの費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合に1日あたりでお支払いいただきます。

④ おむつ類費用

パット類（尿取パット・フラット） 30 円

おむつ類（紙パンツ） 100 円

おむつ類のご用意は原則当方ではいたしません、状況によりやむなく施設分を使用した場合に1枚あたりの使用分をお支払いいただきます。

⑤ 文章料／1通 1,100 円（消費税込）

診断書、官公庁申請関連書類等

⑥ 理美容代

カット代 2,000 円

カット代＋顔そり 2,600 円

毛染め代 4,300 円

パーマ代 6,500 円

当事業所の訪問美容をご利用された場合にお支払いいただきます。

6. お支払いについて

- ☐ ご利用者及び身元引受人は連帯して本施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、ご利用実績に基づく利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及びご利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- ☐ 連帯保証人は、本施設に対し、ご利用者が本契約上負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で連帯して保証します。連帯保証人から当施設に対してご利用料の問い合わせがあった場合には、適切に情報を提供いたします。ご利用者が期限の利益を喪失したときは、本施設は2ヶ月以内に連帯保証人へ通知します。
- ☐ ご利用月の翌月20日以降に請求書を発行いたします。請求月の翌月末までにお支払い下さい。お支払い後、領収書を発行いたします。
- ☐ お支払方法は、原則「自動引落」をお願いいたしております。
 - 所定の口座振込依頼書に記入・捺印の上、施設へご提出願います。
 - 翌月または翌々月より自動引落が開始となります。
 - 自動引落開始されるまでは、お手数ですが“施設窓口にて現金支払い”または“所定の口座へお振込み”をお願いいたします
(ご要望の場合は、施設までお問合せ下さい)
 - 口座振替登録未完了、預金残高不足等により口座振替ができなかった場合は、翌月以降に合計して振替となります。

利用料ご負担につきまして

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険内給付にかかる 1 割または 2 割の自己負担分と保険外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費や日常生活で通常必要となるものに係る費用および各種クラブ活動や各種レクリエーション・行事等で使用する材料費、理美容代、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）がございました。

介護保険の保険給付の対象となるサービスは、利用を希望されるサービス（入所・(介護予防)短期入所療養介護・(介護予防)通所リハビリテーション）により異なります。また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域(地域加算)や配置する職員の数、個別のリハビリ実施状況や健康管理など、利用料も各施設ごとに設定が異なります。当施設の利用料につきましては、「別紙 2」または「ご利用料金のご案内」をご参照ください。

介護保険には施設サービスと居宅サービスに分類されます。それぞれに利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけます。

居宅サービスに分類される(介護予防)短期入所療養介護・(介護予防)通所リハビリテーションは、利用に際し、居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、原則として保険給付を受けることができません。また、送迎・入浴といった希望される加算対象のサービスは、居宅支援サービス計画に記載がないと原則保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか確認または担当介護支援専門員へご相談ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅支援サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者へご相談ください。